

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙  
における2枚交付について

本日、戸塚区の投票所において、1人の選挙人に対し、誤って衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙を2枚交付し、投票させてしまいました。

投票の公平性を損なう2枚交付を起こしてしまい、大変申し訳ございませんでした。

1 経緯等

令和3年10月31日（日） 11:45頃

選挙人は、戸塚区の投票所に1人で来場し、本人と家族の「投票のご案内」2枚を持参していましたが、受付係には本人の「投票のご案内」のみを提示し、受付係が本人分の「投票のご案内」に照合印を押印・返却し、投票用紙交付係を案内しました。

小選挙区の投票用紙交付係は、選挙人が2枚の「投票のご案内」を持っていたことから、本人と家族がいると勘違いし、「投票のご案内」を2人分受け取り、照合印の有無を確認しないまま投票用紙を2枚交付しました。選挙人が2枚の投票用紙を投票箱に投函する様子を交付係担当者が目撃し、交付ミスに気づきましたが、投函した後の確認となってしまいました。

なお、比例代表の手続きを行う前でしたので、2枚の投票用紙を交付したのは小選挙区のみです。

2 原因

投票用紙交付係が、選挙人が「投票のご案内」を2枚持っていたことで、後続の方がご家族であると誤認してしまい、照合印を確認しないまま投票用紙を2枚交付してしまいました。

3 再発防止に向けた取り組み

- 区内全投票所（42か所）に、選挙人1人につき1票であること及び、「投票のご案内」に照合印が押されていることを確認したうえで投票用紙を交付するよう、従事職員に再度徹底を図りました。
- 市選挙管理委員会を通じ、各区選挙管理委員会に周知しました。

4 投票の取扱

投票用紙は投票箱に投函済みであり、投票箱は開票まで開けることはできず、どの投票用紙が2枚交付されて投票されたものか判別できないため、有効として取り扱われることになります。

【戸塚区選挙管理委員会 武井 和弘 書記長のコメント】

このたびは、事前に同様の事例が他区で発生し、情報の共有と注意喚起を行っていたにもかかわらず、投票の公平性を損なう今回のような事故を起こしてしまい、大変申し訳ございませんでした。

今後はこのようなことのないよう、選挙事務の適正な執行について、改めて事務管理の徹底に努めてまいります。

お問合せ先

戸塚区選挙管理委員会書記次長（戸塚区総務課長） 甘粕 亜矢 Tel 045-866-8303